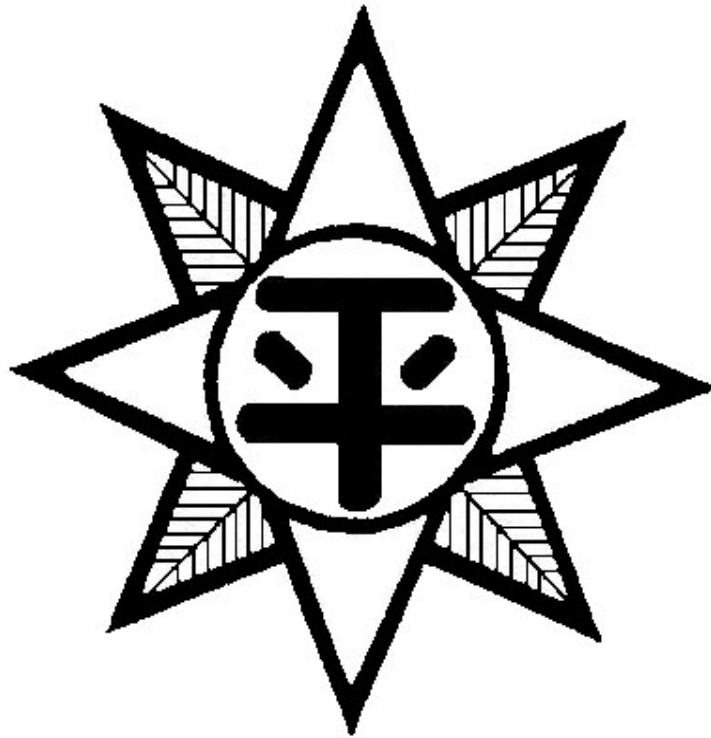


平田小学校 いじめ防止基本方針

～すべての子どもが生き生きと学校生活を送れることを願って～



令和8年4月1日

彦根市立平田小学校

Ⅰ いじめ防止のための基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る可能性があることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践していかなければならないものとする。

本校では、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

(1) いじめの未然防止

「発生してから対応する(事後対応)」という考え方からの転換を図り、いじめの起こりにくい学校、学級等に向けた集団づくりを進め、すべての児童を対象に、互いを尊重し合う態度や心の通い合う人間関係を構築する能力を養えるようにする。そのために、次のような点を大切にしたい取組を推進していく。

- ・道徳教育の推進を図ることで、豊かな心をもつ児童を育成する。そのために、体験活動を生かす道徳の時間の工夫や魅力的な教材開発に努める。
- ・児童自らがいじめの問題について考え、議論する活動や、校内外でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、子ども自身の主体的な活動を実践する。
- ・毎月「平田小人権の日」を設定し、全校が一丸となって、人権尊重に向けた取組を展開するとともに、「いじめられてよい子は一人もいない」ことや、「命の尊さ」についての理解を促す。
- ・子どもの自主的な活動による居心地のよい学級・学校づくりはもとより、発達障害の特性のある子どもや家庭環境に配慮を要する子どもが安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進めていく。

(2) いじめの早期発見

学校、家庭、地域の大人が連携して児童を見守り、いじめを見逃さないために次のような点を大切に、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をとる。

- ・いじめは、見えにくいことを認識し、ささいな兆候であっても「報告・連絡・相談」を大切に積極的に認知する。
- ・定期的なアンケート調査、全児童を対象にした教育相談の実施等により、児童や保護者がいじめを訴えやすい環境を整える。
- ・日頃から、さまざまな場面で、児童や保護者と信頼関係を築くように心がける。

(3) いじめが起きたときの対応

いじめがあることが確認された場合は、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保したうえで速やかに組織的対応をする。そのため、学校ではいじめ対応マニュアルの充実を図り、だれが、何を、いつ、どのようにするのかを速やかに判断できるようにしておくとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携し、適切な支援をすることや家庭と教育委員会への報告・連絡を行うなど、関係機関と緊密な連携を図る。

また、いじめは、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、以下の2点を要件とする。

- (1) いじめが止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする)継続していること。
- (2) いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

(4) 家庭や地域、関係機関・関係団体との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭や地域、関係機関・関係団体とが連携し、多くの大人が児童と関わるようにする。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条による）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものが含まれる。教育的な配慮や被害者への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取っていく。

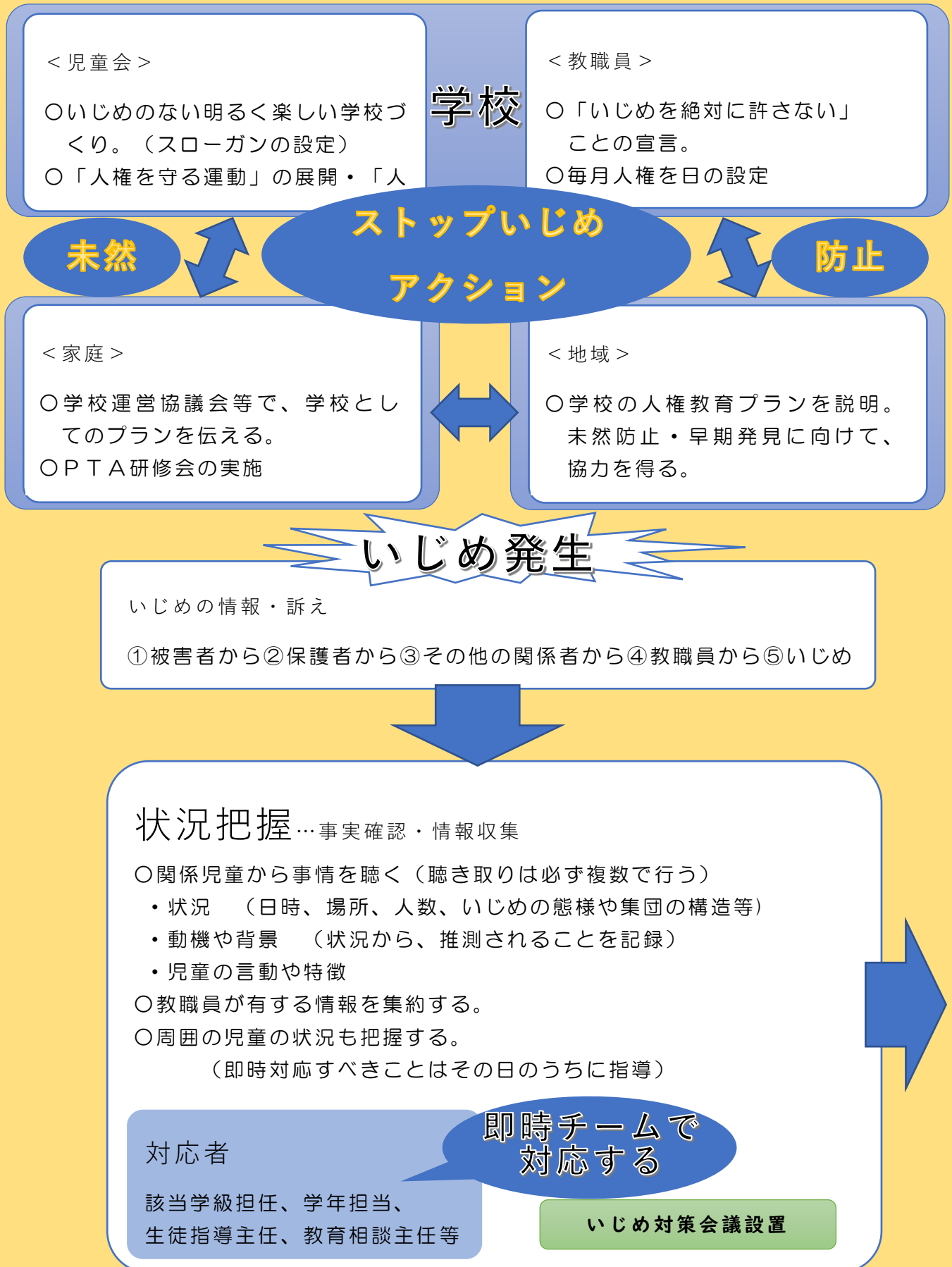
3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等（インターネットを通じて行われるものを含む）の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

また、いじめは、被害・加害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在を含めた四層構造（大阪市立大学名誉教授 森田洋司氏の理論による）の中で発生する。この四層構造には、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性など）が影響する。さらに、いじめは、もともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しいことから、学校・家庭・地域が常に連携して見守っていくことや、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成していかなければならない。

4 行動計画

いじめを許さない・させない・見逃さない学校



解決の難しいケース

- ・市教育委員会
- ・関係機関 と連携

職員会議

- ・全教職員への周知
- ・多角的にいじめの原因や対応の在り方等に

報告・支援

緊急関係者会議

該当学級担任、学年担当、
生徒指導主任、教育相談主任等

◇それぞれの立場での観察および情報収集の実施

- ・周囲の児童から情報収集
- ・日記などからの情報収集
- ・他の児童との関連や周囲の児童への配慮・指導などについても協議
- ・「教育相談アンケート」（学期に一度実施）を改めて確認し、児童の友達関係などについて把握する。

◇担任を中心とした関係教職員による情報交換の実施

◇管理職への報告といじめ対策会議等の招集決定

◇全教職員で共通理解を図る

解決に向けた 適切かつ誠実な対応

いじめ対策会議

校長、教頭、教務主任、養護教諭、
生徒指導主任、教育相談主任、特別
支援教育主任、児童虐待防止担当

◇いじめ対策会議等の開催と対応方針の決定

- ・本人を徹底して守るための指導や支援
- ・保護者への説明と協力依頼の内容について(家庭訪問により、いじめの概要を説明し、解決に向けた学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。)
- ・周囲の児童に対する指導について(いじめの不当性を指摘し、いじめを止めさせたり教師に伝えることは正義に基づいた勇気のある行動であることを理解させたりする。自分たちの行動が、いじめを防ぐことに気付かせる。)

◇方針に沿った指導・支援の実施

- ・分掌組織も活用しながら支援していくとともに、保護者に対し、事後の様子を伝える。

「いじめ」に
つながる芽を見逃さない、
するどい教師の目と
アンテナを！

5 いじめ防止年間指導計画

<p>一 学 期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の推進（道徳の時間の工夫や魅力的な教材開発） ・職員会議等で情報共有 ・「人権の日」の取組 ・第1回子どもを語る会（5月） ・子ども調査（5月） ・教育相談週間（各学級で全員個別面談 子どもの実態把握）（5月） ・生活アンケート（5月） ・児童会活動「いじめは絶対に許さない」という意思の込められたスローガンの提案（自治活動の展開→いじめ撲滅の意識の定着を図る。） ・第1回いじめ対策連絡協議会 学校基本方針に基づく、いじめ対策に関する取組や年間計画の作成 ・第2回子どもを語る会（7月） ・生徒指導・教育相談部会（毎月第3金曜日放課後）
<p>二 学 期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の推進（道徳の時間の工夫や魅力的な教材開発） ・職員会議等で情報共有 ・「人権の日」の取組 ・子ども調査（10月） ・教育相談週間（各学級で全員個別面談 子どもの実態把握）（11月） ・生活アンケート（11月） ・人権週間の取組（11月末～12月） ・人権集会 ・第3回子どもを語る会（12月） ・生徒指導・教育相談部会（毎月第3金曜日放課後）
<p>三 学 期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の推進（道徳の時間の工夫や魅力的な教材開発） ・「人権の日」の取組 ・学校関係者評価委員会（1月） ・生活アンケート（2月） ・第4回子どもを語る会（3月） ・第2回いじめ対策連絡協議会 いじめ対策に関する取組や年間計画の検証および次年度に向けた修正 ・生徒指導・教育相談部会（毎月第3金曜日放課後）

6 重大事態への対処

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂・文部科学省)」に沿って適切な対応を行う。

(1) 重大事態の意味

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のような場合である。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

第2号の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校は重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨および調査主体について

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市が主体となって行う場合がある。

学校主体の調査では、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市に調査を要請する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市による調査や学校にする必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を受け入れる。

(4) 「いじめ防止等の対策組織」および「重大事態に係る調査を行う組織」

校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

○いじめ防止のための組織

学校(教職員・児童会)、家庭、地域の連携

○重大事態に係る組織

・緊急関係者会議

該当学級担任、学年担当、生徒指導主任、教育相談主任

・いじめ対策会議

校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育主任、児童虐待防止担当、スクールカウンセラー

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

また、学校は事実をしっかり向き合い、いじめ問題調査委員会等に対して、積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(6) 調査結果の提供および報告

学校はいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような対応であったか、学校がどのように対応したか)について説明する。情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うことが望ましい。